

岐阜県公報

第二千七百二十号
平成二十八年二月五日

(金曜日)

目次

規 則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例施行規則

(税 務 課) 七二^{ページ}

教 育 委 員 会 規 則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

(学 校 支 援 課) 七六

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

(同) 七六

告 示

医療扶助及び医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地 域 福 祉 国 保 課) 七七

指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 七七

指定医療機関の廃止の届出

(同) 七八

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定

(同) 七八

指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七九

指定介護機関の廃止の届出

(同) 八〇

医療扶助及び医療支援給付のための施設担当機関の指定

(同) 八一

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 八一

道路の供用開始

(同) 八三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正

(砂 防 課) 八六

公 示

落札者等に関する公示

(情 報 企 画 課) 八六

公共測量の終了

(用 地 課) 八七

指定自立支援医療機関の指定

(身 体 障 害 者 更 生 相 談 所) 八七

指定自立支援医療機関の変更届出

(同) 八八

岐阜県教科学習ウェアシステムクラウドサービス調達業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

(学 校 支 援 課) 八八

規 則

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例
施行規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三号

岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する
条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成二十七年岐阜県条例第四十三号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(事業税の不均一課税の申請)

第三条 条例第二条第一項の規定の適用を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、岐阜県税条例（昭和二十五年岐阜県条例第二十二号。以下「県税条例」という。）第四十六条に定める申告期限（条例第二条第一項第二号の適用を受けようとする者にあつては、県税条例第四十四条に定める申告納付をすべき期間又は期限）までに、事業税の課税地（県税条例第七条に規定する課税地をいう。以下同じ。）を所管する県税事務所長に提出しなければならない。

一 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の二第一項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「計画」という。）の認定に係る申請書類及び認定通知書の写し

二 認定を受けた計画の実施状況を明らかにした書類

三 事業所全体の平面図（新設し、又は増設した設備（条例第二条第一項に規定する設備をいう。以下同じ。）の取得部分を明記したもの）

四 設備の詳細を明らかにした書類

五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(不動産取得税の不均一課税の申請)

第四条 条例第三条の規定の適用を受けようとする者は、別記第二号様式による申請書に前条各号に掲げる書類を添付して、不動産（設備である家屋又はその敷地である土地をいう。）を取得した日の属する年又は事業年度の所得を課税標準として課する事業税についての県税条例第四十六条に定める申告期限又は県税条例第四十四条に定める申告納付をすべき期間若しくは期限までに、当該不動産取得税の課税地を所管する県税事務所長に提出しなければならない。

(岐阜県税条例施行規則の適用除外)

第五条 条例第三条の規定の適用がある場合においては、岐阜県税条例施行規則（昭和二十五年岐阜県規則第四十三号）第七十七条の二第一項第三号の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

第1号様式(用紙日本工業規格A4)(第3条関係)

受印 年 月 日 県税事務所長 様	課税番号	
	住 所 (所在地)	
	氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)	(印)
	個人番号又は 法人番号	↓ 個人番号はここから記載
	(該当する場合は□にレを記入) <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人	
この申請書について 応答する係氏名		電話 番号

地方活力向上地域における事業税の不均一課税申請書

特 定 業 務 施 設 の 整 備 計 画 に 関 する 項	地域再生計画の名称				
	計 画 の 区 分	<input type="checkbox"/> 地域再生法第17条の2第1項第1号に該当			
	計画の認定(変更の 認定・取消)日	年 月 日			
	施 設 の 所 在 地				
	施 設 の 名 称				
	種 別	事務所	研究所	研修所	その他
	施設を事業の用に供した日	年 月 日			
特 定 業 務 施 設 資 産 の 用 に 関 する 事 項	名 称	取得年月日	減価償却 開始年月日	取得価額	摘 要
	合 計			千円	
不 均 一 課 税 の 適 用 を 受 け よ う と す る 税 額 等 に 関 する 事 項	事業年度又は年	年 月 日 ~ 年 月 日			
	事業税額	円			

備考 1 「種別」の欄は、該当する箇所を○で囲むこと。
 2 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

付表1 (用紙日本工業規格A4)

従業者数に関する調
(電気供給業、ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業以外の業種の場合)

事業年度又は年 前事業年度又は年の最終日 月 末	年 月 日から 年 月 日まで	計												分割基準適用後の事業年度末日現在の数値	概要
		月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末		
①新設し、又は増設した設備に係る従業者数															
①欄に同じ。															
①欄に同じ。															
②岐阜県内に有する事務所等に従事する従業者で上記の欄に掲げる者以外の数															
※ 比 率															

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

付表2 (用紙日本工業規格A4)

固定資産の価額に関する調
(電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の場合)

事業年度又は年 月 末	年 月 日から 年 月 日まで
新設し、又は増設した設備に係る固定資産の価額	
岐阜県内に有する事務所等の固定資産の価額	
※ 比 率	

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

付表3 (用紙日本工業規格A4)

軌道の延長キロメートル数に関する調
(鉄道事業又は軌道事業の場合)

事業年度又は年 月 末	年 月 日から 年 月 日まで
新設し、又は増設した軌道のうち設備に係る軌道の延長キロメートル数	
岐阜県内に有する軌道の延長キロメートル数	
※ 比 率	

備考 ※印の欄は、記載しないこと。

第2号様式(用紙日本工業規格A4)(第4条関係)

付 受印 年 月 日 県税事務所長 様		課税番号	
申 請 者	住 所 (所在地)		
	氏 名 (法人にあってはその 名称及び代表者氏名)	(印)	
	個人番号又は 法人番号	↓ 個人番号はここから記載 	
	(該当する場合は□にレを記入)		
	<input type="checkbox"/> 租税特別措置法第10条第6項第4号に規定する中小事業者 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人		
この申請書について 応答する係氏名		電話 番号	

地方活力向上地域における不動産取得税の不均一課税申請書

特 定 業 務 施 設 の 整 備 計 画 に 関 する 項	地域再生計画の名称				
	計 画 の 区 分	<input type="checkbox"/> 地域再生法第17条の2第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> 地域再生法第17条の2第1項第2号に該当			
	計画の認定(変更の 認定・取消)日	年 月 日			
	施 設 の 所 在 地				
	施 設 の 名 称				
	種 別	事務所	研究所	研修所	その他
	施設を事業の用に供した日	年 月 日			

特 定 業 務 施 設 の 整 備 計 画 に 関 する 項	名 称	取得年月日	減 価 償 却 開 始 年 月 日	取 得 価 額	摘 要
				千円	
合 計				千円	

不均一課税の適用を受けようとする税額等に関する事項	課 税 状 況	課 税 ・ 未 課 税
	課 税 年 度	
	税 額	円

還 付 先 口 座 (既に納付済みの場合)	金融機関名 口座番号(普通・当座)	支店 出張所
--------------------------	----------------------	-----------

備考 1 「種別」の欄は、該当する箇所を○で囲むこと。
 2 この様式は、必要により所要の調整をし、所要の事項を付記することができること。

付表 (用紙日本工業規格 A 4)

特定業務施設の用に供する土地及び家屋に関する調

土地又は家屋の区分	土 地	家 屋
所 在 地		
地 番 又 は 家 屋 番 号		
地 目 又 は 種 類 及 び 構 造		
地 積 又 は 床 面 積		
上記のうち特定業務施設 の敷地となる面積		
取 得 の 方 法		
取 得 年 月 日		
取得した土地を敷地として建 設する家屋の建設着手年月日		

教育委員会規則

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第二号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「使用を開始しようとする日前三十日まで」を削り、同条第三項中「前項の申請の」を「前項の申請が」に改め、「申請のあつた日から十日以内」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年二月五日

岐阜県教育委員会

教育長 松 川 禮 子

岐阜県教育委員会規則第三号

岐阜県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立特別支援学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「使用を開始しようとする日前三十日まで」を削り、同条第三項中「前項の申請の」を「前項の申請が」に改め、「申請のあつた日から十日以内」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
稲川耳鼻咽喉科	大垣市本町一 四六	平成二七・一一・一
各務原市休日急病診療所	各務原市那加桜町二 一六三 各務原市総合福祉会館内	平成二七・一一・八
おかさきまりこクリニツク	多治見市幸町三 六一	平成二七・一一・一一
医療法人 同愛会 西濃病院	大垣市大外羽四 七	平成二七・一一・一五
松坂薬局	多治見市旭ヶ丘八 二九 四五	同
大垣中央病院	大垣市見取町四 二	平成二八・一・一
水野皮膚科医院	多治見市昭和町一〇	同
村上医院耳鼻咽喉科	各務原市蘇原東門町二七八	同

吉田内科	大垣市綾野五 二九	同
勝股医院	瑞浪市稲津町小里七二五 一	同
松本クリニック	土岐市泉梅ノ木町一 二四	同
斎藤リウマチ科内科整形外科	本巣郡北方町栄町一 二七	同
医療法人社団 豊栄会 加藤歯科医院	多治見市市之倉町二 三〇 八	同
医療法人 椎の木歯科医院	揖斐郡池田町池野一八六 一	同
あいかわ薬局	美濃加茂市大手町二 二〇	同
株式会社中部メディカルサービス イマオ薬局	海津市平田町今尾七九九 六	同
平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二 四八	同

岐阜県告示第四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 まるみはなの木薬局	中津川市淀川町三 八 アピタ中津川店1F	平成二七・一一・一
旧 有限会社まるみ薬局	同	同

岐阜県告示第四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

名称	所在地	地 廃止年月日
医療法人社団 康誠会 小林医院	揖斐郡大野町瀬古三三番地	平成二七・一一・三一
稲川耳鼻咽喉科	大垣市本町一四六	平成二七・一〇・三一

谷汲調剤薬局	揖斐郡揖斐川町谷汲名礼二五二	平成二七・一一・二三
勝野齒科医院	大垣市鶴見町六二六	平成二七・一一・一九

岐阜県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	所在地	指定年月日
有限会社 薬研	大垣市領家町二七四	居宅療養管理指導	おおい調剤薬局	岐阜県大垣市大井二四六	平成二七・九・一
金山 昌 旺	可児市下恵土六一〇四 一 ラインビル三〇三 二	通所介護	アリエスリハビリデザイナー ビス西可児	岐阜県可児市帷子新町二六六	平成二七・九・一
社会福祉法人 恵北福祉会	中津川市付知町四五七 五番地一	居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 恵翔苑	中津川市付知町四五七 五番地一	平成二七・一〇・一
社会福祉法人 高山八寿会	高山市久々野町久々野 一 二〇二番地	介護予防 短期入所 生活介護	社会福祉法人高山八寿会 特別養護老人ホーム八光苑	高山市久々野町久々野 一 二〇二番地	平成二七・一一・二二
株式会社 イシ 卓	岐阜県北葛飾郡松伏町 築比地七九五 一	居宅療養 管理指導	イシイ薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原三一〇七 一三	平成二七・一二・一

社会福祉法人 清心会	大垣市矢道町一丁目三〇三番地	生活期入所	養老ショートステイ	七六	養老郡養老町高田一一	同
社会福祉法人 清心会	大垣市矢道町一丁目三〇三番地	介護予防生活期入所	養老ショートステイ	七六	養老郡養老町高田一一	同
社会福祉法人 さくら福祉会	可児市広見一三六一	短期入所生活介護	チェリーヴィラ広見苑	シ	可児市広見一三六一	同
社会福祉法人 さくら福祉会	可児市広見一三六一	介護予防短期入所生活介護	チェリーヴィラ広見苑	シ	可児市広見一三六一	同

岐阜県告示第四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社ケアトピック	高山市新宮町七九四番地	通所介護	デイサービスセンター きりん	新 高山市新宮町一五 一一番地一 旧 高山市新宮町七九四番地	平成三三・一一・二五
株式会社ケアトピック	高山市新宮町七九四番地	介護予防通所介護	デイサービスセンター きりん	新 高山市新宮町一五 一一番地一 旧 高山市新宮町七九四番地	平成三三・一一・二五
株式会社ケアトピック	高山市新宮町七九四番地	訪問介護	ヘルパーステーション きりん	新 岐阜県高山市大新 町四丁目一七五番 地 旧 高山市新宮町七九四番地	平成二七・九・一

株式会社ケアトピック	高山市新宮町七九四番地	介護予防訪問介護	ヘルパーステーションきりん	新岐阜県高山市大新町四丁目一七五番地	平成二七・九・一
株式会社ワカミヤ商会	新 大垣市本今四丁目二六一 旧 大垣市高橋町一七	特定福祉用具販売	アシストケア	旧 高山市新宮町七九四番地 新 大垣市本今四丁目二六一	平成二七・四・一
株式会社ワカミヤ商会	新 大垣市本今四丁目二六一 旧 大垣市高橋町一七	介護予防福祉用具貸与	アシストケア	新 大垣市本今四丁目二六一 旧 大垣市高橋町一七	平成二四・一一・一
社会医療法人 蘇西厚生会	羽島郡笠松町泉町二一番地	訪問介護	社会医療法人 蘇西厚生会 まつなみ訪問介護ステーション	新 羽島郡笠松町田代一八五 旧 羽島郡笠松町泉町一三一	平成二七・四・一
社会医療法人 蘇西厚生会	羽島郡笠松町泉町二一番地	介護予防訪問介護	社会医療法人 蘇西厚生会 まつなみ訪問介護ステーション	新 羽島郡笠松町田代一八五 旧 羽島郡笠松町泉町一三一	平成二七・四・一
社会医療法人 蘇西厚生会	新 羽島郡笠松町田代二五七番地三 旧 羽島郡笠松町泉町一一番地	訪問介護	社会医療法人 蘇西厚生会 まつなみ訪問介護ステーション	新 羽島郡笠松町田代一八五 旧 羽島郡笠松町泉町一三一	平成二七・四・一
社会医療法人 蘇西厚生会	新 羽島郡笠松町田代二五七番地三 旧 羽島郡笠松町泉町一一番地	介護予防訪問介護	社会医療法人 蘇西厚生会 まつなみ訪問介護ステーション	新 羽島郡笠松町田代一八五 旧 羽島郡笠松町泉町一三一	平成二七・四・一

岐阜県告示第四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残

留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生

活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称 居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地 サービスの種類 居宅介護事業所等の名称
 株式会社ハートサービス 大垣市矢道町二丁目二番地 短期入所生活介護 ハートサービス・ショートステイ 養老郡養老町高田一七六番地
 株式会社ハートサービス 大垣市矢道町二丁目二番地 介護予防短期入所生活介護 ハートサービス・ショートステイ 養老郡養老町高田一七六番地

岐阜県告示第四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

氏 名 施設所等の名称 施設所の所在地又は施術者の住所 年月日
 白木一広 マッサージレイス 瑞穂市宮田三五六二 平成二七年二月一日
 岡田起由 すずらん鍼灸接骨院 土岐市泉森下町一三一一三 同

岐阜県告示第五十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更		敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
			前	後			
一般国道	三百六十号	飛騨市宮川町巢之内字さがり三二三番一地区内	二・七〇 二・六七	三・〇〇 三・〇八	（メートル）	（メートル）	

岐阜県告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

県道	田之上線 屋井線	本巣市政田字上市場一五〇六番二地先から 同市同字溝口二三一 九番一 địa 先まで	後	前
			九〇〇 三三〇	九〇〇 三三〇
			一九三〇	一九三〇

岐阜県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員	延長	備考
県道	海安津八線	海津市平田町脇野字中折官公有無番地先（四六四番四）から 同市海津町福岡字大道下官公有無番地先（一二三番二）まで	後	一〇・〇 一〇・四	一、三五・四	
			前	七・五	一、三五・四	

岐阜県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	区域の変更又は決定の又は告示の日
一般国道	三百六十号	飛驒市宮川町巢之内字さがり三二三番一 địa 先地内	一六・〇	平成 二六・二 五	平成 二六・二 五

岐阜県告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長	供用開始の期日	区域の変更又は決定の又は告示の日
一般国道	二百五十号	郡上市和良町安郷野字坊ヶサレ四七九番四地先から 同市同町同字首野一 六番一 địa 先まで	一五・二	平成 二六・二 五	平成 二六・二 三

岐阜県告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	美濃濃戸線	美濃市大字長瀬字上幅三番一 一地先から	同市大字片知字上八野三三 七番三地先まで	六〇〇	平成二六・二・五	平成二四・二・一 平成二五・二・五

岐阜県告示第五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	美濃濃戸線	美濃市大字長瀬字上幅三番一 一地先から	同市大字片知字上八野三三 七番三地先まで	六〇〇	平成二六・二・五	平成二四・二・一 平成二五・二・五

岐阜県告示第六十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	長森原線	各務原市那加土山町二丁目八 三番地先から	同市同町同 一 二番地先まで	三・一	平成二六・二・五	平成二七・二・二四

岐阜県告示第六十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	打保線	飛騨市神岡町殿字保木戸平一 六七七番二地先地内	同市同町同 一 二番地先まで	一四・六	平成二六・二・五	平成二七・二・二四

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示年月日ほか)
神打保岡線 停車場			飛驒市神岡町和佐保字大鳩ト ヤ一〇六四番五地先地内	一八六・五	平成 二六・二・五	平成 二二・二・一八

岐阜県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示年月日ほか)
神打保岡線 停車場			飛驒市神岡町殿字保木戸平一 六七四番三地先から 同市同町同字同 六七〇番四地先まで	二四三・九	平成 二六・二・五	平成 二二・二・一

岐阜県告示第六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供

用を開始するので告示する。
なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示年月日ほか)
神打保岡線 停車場			飛驒市神岡町和佐保字大鳩ト ヤ一〇六四番五地先から 同市同町同字西平一 〇八五番三地先まで	二〇五・二	平成 二六・二・五	平成 二二・二・一八

岐阜県告示第六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は告示年月日ほか)

県道	田之上 屋井線	本県市政田字上市場一五〇六 番二地先から 同市同字溝口一三三九番 一地先まで	一九三〇	平成 二六・二・五	平成 二六・二・五
----	------------	---	------	--------------	--------------

岐阜県告示第六十五号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和五十六年岐阜県告示第五百四十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

表乙原の項を次のように改める。

乙原	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町乙原	字藪 一四〇番 一号	字大洞 一五八番 二号	字小塚組倉 一一〇番 三号	字横ノ尾 九八番 四号	八四三番一 五号	八四七番一 六号	八四七番二 七号	五番一 八号	一七番一 九号	七〇番 十号	二六五番 十一号	二三三番 十二号
----	---	------------------	-------------------	---------------------	-------------------	-------------	-------------	-------------	-----------	------------	-----------	-------------	-------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第六十六号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示（昭和六十年岐阜県告示第二百二十七号）の一部を次のように改正する。	平成二十八年二月五日	岐阜県知事 古田 肇
--	------------	------------

表正金地の項を次のように改める。

正金地	次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 揖斐郡揖斐川町	春日小宮神字汁タレ 九〇六番一 一号	春日香六字六ツ所 九〇六番六 二号	春日香六字六ツ所 七七六番 三号	春日香六字六ツ所 七七三番 四号	春日香六字正金地 七二〇番二 五号及び六号	春日香六字六ツ所 七〇七番 七号	六九五番 八号	六九六番 九号	七〇一番 十号	七二三番三 十一号	七五四番一 十二号	七五八番 十三号
-----	---	--------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------------	------------------------	------------	------------	------------	--------------	--------------	-------------

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課、岐阜県揖斐土木事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 システム運用支援業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成27年11月20日
- 4 落札者を決定した日 平成28年1月6日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区赤坂1-11-44 赤坂インターネット
アクセス株式会社
代表取締役社長 江川 昌史
- 6 落札金額 318,582,720円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
(1) 部署の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係
(2) 所在地 岐阜市鞍田南二丁目1番1号

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により岐阜県知事から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 岐阜県
- 二 作業種類 公共測量(岐阜県共有空間データ作成)
- 三 作業期間 平成二十七年九月一日から
同 二十八年一月十五日まで
- 四 作業地域

岐阜県内

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(病院・診療所)

名称	所在地	自立支援医療を担当する診療科名	担当しよつとす医療の種類	自立支援医療の種類	年指月日定
医療法人徳洲会大垣徳洲会病院	大垣市林町六八	脳神経外科	脳神経外科	育成・更生	平成二六・二一
社会医療法人厚生会多治見市民病院	多治見市煎畑町二四三	整形外科	整形外科	同	同

(薬局)

名称	所在地	自立支援医療の種類	年指月日定
アイセイ薬局滝呂店	多治見市滝呂町二二一四八八五一	育成・更生	平成二六・二一
中部薬品関みなみ薬局	関市神明町三六一七	同	同
たかや調剤薬局	本巣郡北方町高屋白木二六〇	育成・更生	同
平成調剤薬局そはら店	各務原市蘇原青雲町二四八	同	同
シモタ薬局平和店	多治見市平和町七七六	同	同
タジミ薬局	多治見市広小路二三八	同	同

あおぞら薬局	高山市桐生町四 一六七 三	同	同
あさみはなの木薬局	津川市淀川町三 ハアピタ中 津川店一F	同	同
ひがし調剤薬局	美濃加茂市本郷町九 一八四 七	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 謙

育成医療・更生医療に係るもの

(薬局)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 月 日 更 改
あさみはなの木薬局	津川市淀川町三 ハアピタ中 津川店一F	育成・更生	平成二十八年二月五日

岐阜県教科学習ウエブシステムクラウドサービス調達業務の仕様書案に対する意見招請に関する公告

岐阜県教科学習ウエブシステムクラウドサービス調達業務について仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成二十八年二月五日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量
岐阜県教科学習ウエブシステムクラウドサービス調達業務 一式
- 2 意見の提出方法等

- (1) 提出期限 平成28年2月25日(木)午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)
- (2) 提出先 〒500-8570 岐阜市数田南二丁目1番1号
岐阜県教育委員会事務局中学校支援課教科教育第一係
電話 058-272-1111 (内線3679)
- (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

- (1) 交付期間 平成28年2月5日(金)から平成28年2月19日(金)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部局

2の(2)に同じ。

5 Summary

- (1) Subject of the materials to be put forward for comment:
Web-based training system through cloud computing services for primary school pupils in Gifu Prefecture
- (2) Date and time for the distribution of materials for comment:
Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 5 February 2016 through 19 February 2016 (excluding weekends and national holidays)
- (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 25 February 2016
(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 25 February 2016.)
- (4) For further information, please contact:
First Curriculum Research and Development Section, School Support Division,
Board of Education, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 3679

平成二十八年二月五日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号
発行所 岐阜県庁

編 集 岐阜市三輪5-1-21 岐阜文芸社